

## 論 説

## 近代法と原住民の在来知の葛藤とその行方 ——Talum Suqluman 狩猟事案をめぐる憲法解釈から——

周 頤

はじめに

第1節 Talum Suqluman 狩猟事案とは何か

第2節 司法院大法官會議とその議決

第3節 楊大法官の意見書から見た「法の調和者」

第4節 二つの文化観、一つの法体系

おわりに

(要約)

近代的法体系と原住民の在来的知識体系の葛藤とそれに関する法の人類学的研究は、原住民運動の背景を踏まえ、静態的な法テキストを中心に論じられたものが多く、その結論も主に現行の法体系の不足や原住民伝統文化と近代社会の不調和に帰着している。マイクロレベルでの法律制定のプロセスや裁判官の視点から法解釈の形成を動的に分析する研究は少なく、そのプロセスに隠される法と在来知の相互変容の可能性が見過されてきた。そこで本稿では、台湾原住民・Talum Suqluman の狩猟実践をめぐる憲法解釈案を例として、一人の大法官の発言と意見書を中心に、現行の条例が如何にして原住民の生をコントロールし、それに対する原住民の反発と訴求が如何にして大法官の判断に影響を与えるのかを描写しつつ、法テキストの表象に隠されている二つの文化観とそれらの変容と共約可能性を究明した。

はじめに

蔡英文が再選してから1周年となった2021年5月20日、蔡は就任してから初めての恩赦を発令し、台湾原住民<sup>1</sup>の狩猟伝統に対する尊重を強調して、マイノリティに対するメインストーリー（族群主流化）を促進した。多元的な台湾社会を構築するために、ブヌン族の猟師・Talum Suqluman（漢族名：王光禄）に対する恩赦が実施され、3年6ヵ月の懲役を免除することが発表された<sup>2</sup>。2013年、Talum Suqluman は台東で台湾野生保育類動物を狩猟した罪で警察に逮捕された後、『野生動物保育法』（下記：野保法）と『槍砲彈藥刀械管制条例』（日本語：槍、大砲、銃、彈丸、刃物など危険物を規制する条例；下記：槍砲法）に違反した罪で起訴された。2015年、Talum Suqluman に台東地方法院から懲役3年6ヵ月の判決が下されたことは、台湾社会全体、とりわけ台湾原住民の16民族の間に激しい反発を引き起こした。「現行の法体系は原住民族の権利を看過する」、「狩猟実践は伝統習慣であり、犯罪ではない」、または「猟師は環境を破壊するわけではなく、むしろ自然保護に最適な人々である」などの原住民の在来知と現行の法律の不調和に関する議論が活発化した（裴2017；官2017）。さらに「原住民の在来知に根ざした狩猟規範を構築すべき」、「現行の法体系を微調整しても無駄であり、主体としての原住民の自治権を求めべき」という異なる法体系の探求を求める意見も現れた（王2017；浦2013；王2018）。このTalum Suqluman 狩猟事案<sup>3</sup>をきっかけに、台湾社会において在来知と近代的法体系の対立をめぐる論争が展開され、法学の分野にとどまらず、環境学、動物学、社会学、人類学など多様な視点

から注目されるようになったのである。

蔡の恩赦によって、過去8年間続く、台湾原住民の狩猟権をめぐる一連の論争がようやく政治的な終結を迎えた。それは一見、原住民が自身の権利を守り、法的正義を追求した歴史的な出来事に見える。しかし、Talun Suqluman は、自身の狩猟実践は憲法に保障されているはずであり、逮捕そのものが憲法に違反すると主張し、司法院大法官（憲法裁判所に相当する）に憲法解釈を求めた。その訴えに対して、大法官たちは、『野保法』と『槍砲法』は部分的に違憲であり、これから相応の条文を改善すべきであるが、総体的には憲法に合致しており、原住民の権利を侵害していない、と判断した。注意しておきたいのは、大法官の裁量が恩赦発令のわずか半月前の5月7日に下されたということである。この意味で、蔡の恩赦は法体系の部分的な不足に対する手早い救済措置に相当し、Talun Suqluman が求めるような、原住民の在来知と現行の法体系の不適合そのものが解決されたわけではなかったと言えるだろう。

台湾原住民研究者、人類学者である Scott Simon によると、司法院大法官が原住民権利を侵害した法律を支持した当判決は、原住民の法体系〔筆者注：原住民の慣習法〕を一切認めずに統治者の視点から原住民の「文化」を考察し、他者の文化の限界を決定した排他的権力の行使である。そして、この判決は、原住民運動によって原住民自治権が獲得されるという目標の達成がいまだ困難であることを我々に示した (Simon 2021)。Simon による「原住民の法体系」の提示は、法の人類学においてグラックマン＝ボハナン論争 (Gluckman-Bohannan debate/controversy)、すなわち、近代法体系と原住民の法体系との間の共約可能性、そして、近代法で原住民を裁くことの正当性に関する議論を引き継いでいる。人種平等主義者であるグラックマンは、異文化への差別に強く反対した。彼によれば、アフリカ在来社会の慣習法と欧米法の間には差異より類似性の方が多く、共通するところが多いという (Gluckman 1955, 229-230)。これに対して、ボハナンは、アフリカ慣習法と欧米法とともに民俗体系 (folk system) に分類し、これらの民俗体系に対する人類学の分析を分析体系 (analytical system) と見なした。ボハナンによると、アフリカの慣習法と欧米法は異なる民俗体系に過ぎず、西洋的思考の産物である分析体系によって両者を比較すると、最終的に欧米法を基準にしたエスノセントリズムの罠に陥ってしまう。言い換えれば、民族平等を主張しても、その平等の基準が西洋の思想により制定されたものであるならば、その主張は自民族中心主義的に他ならない。そのため、現地民の慣習法を独自のシステムとして扱うことが適当であると、ボハナンはグラックマンの主張を激しく批判した (Bohannan 1957, 4-5)。

両者の主張はそれぞれに支持を得たものの、論争は最終的な結論を見出していなかった<sup>4</sup>。この論争は、異なる法体系の関係性から始まり、異文化間の差異と類似性の問題に至った。人類学において、こうした異文化間の関係性は、今日でも議論の根幹をなすものである。すなわち、グラックマンが主張した普遍主義とボハナンのいう文化相対主義は、いずれも人類学の本質に触れる。これに対し、桑山敬己は、普遍主義と相対主義は対立するものではなく、「個々の世界を越えた共通の目標に向かって手を携えて進むために、他者理解経由の自己理解が双方にとって必要なのである。この意味で、文化相対主義は普遍主義と一対であるばかりか、むしろ普遍主義を内包している」と提起している (桑山 2018, 15)。桑山の指摘は、ポストコロニアルの時期において、

主権者の暴力性を反省することで、多くの人類学者がグラックマンより、ボハナンの主張に共感的であったという状況を反映している。同様に、ボハナンと同じ立場に立つ Simon は、原住民独自の法体系を尊重し、原住民が自らの文化を守るべきことを強調し、それ以外のやり方は原住民権利に対する侵害であり、主権者による自文化中心主義的なものに過ぎないと批判した。これも、Talun Suqluman 狩猟事案の判決に対する台湾社会における一般的見解のひとつである。

しかし、ボハナンの主張には無視できない問題点がある。それは、彼が個々の法体系／文化体系の独自性に拘ることである（河合 1979）。つまり、近代法であれ、慣習法であれ、ボハナンは、個々のシステムをそれぞれに一枚岩なものとして扱い、その中に法的柔軟性、及び各主体に応じた動的な調整可能性を見過ごしている。Simon は、「欧米法と違い、台湾で現行する民法は成文化／公式化されており、裁判官の判決は主に既存の法テキストに限定される」とし、この判決の不合理性が台湾の法体系に起因すると指摘した（Simon 2021）。彼の議論は、ボハナンと同じように、台湾の法体系を静態的な一枚岩と見なし、システムの形成と実践に内包される無数の論争、修正、解決、裁判などの諸要素により構成されるプロセスを等閑視している。その結果、台湾の法体系に潜在する内発的な変容可能性を看過し、判決の不合理性の一部を法体系そのものに帰している。

今まで台湾における原住民在来知と現行の法体系の関係性に関する研究は、ほとんど二つの体系の不調和、特定条例の調整、およびそれぞれの法体系の探求など、静態的な法テキストに重点を置くものであり、法と在来知の衝突の背後に存在する法律を制定した権力者の意志と動機、彼ら／彼女らの原住民在来知の扱い方の多様性、及び裁判事件の中で裁判者の判決に影響を与えた様々な要素——裁判官自身の倫理観、自然観、原住民に対する態度、法体系に対する信頼——などが如何にして法的解釈の形成に機能するのかという観点を組み込んだ裁判のプロセスを動的に分析する視点は看過されてきた。そこで、本稿は、Talun Suqluman 狩猟事案をめぐる憲法解釈法廷において、大法官の議決の形成プロセスを動的に検討し、原住民の在来知の要求によって現行の法体系の中で内発的に変容する可能性を追求したい<sup>5</sup>。

誤解を招かないように断っておかねばならないのは、本稿は台湾における台湾原住民の狩猟実践に関する現行の法体系の不足、または修正案を提起する批判法学的なものではないということである。代わりに、本稿は、近代法体系が原住民の在来知と緊張関係にあり、原住民の生を包摂できないという現実を直面しつつ、そこから近代法体系と原住民の在来知との相互浸透によって、原住民の在来知に向かって近代法体系の変容可能性を発見することを目指すものである。むしろ、本稿で提示される法体系の内発的柔軟性は、法自体の安定性／確定性を保障するために、どの法体系にも内在しているものであろう（ラトゥール 2017；Gluckman 1955）。しかし、この柔軟性の閾値、柔軟性と安定性との配置関係は、個々の裁判案や裁判官によって異なる。判決の形成プロセスは、それぞれの要素が相互に干渉する過程であり、たとえ近代法体系と原住民の在来知のいずれかに一致するような判決結果に至ったとしても、その過程を動的に把握しなければ、それぞれの要素配置と調整のあり方を見過ごし、矛盾の調和に向かって多様に変わっていく法の傾向を捉えられない。また、結果だけを考えるならば、不変不易の法律体系というイメージが生み

出され、結果として、判決を導く社会的な不正の理由を法体系そのものに還元することになってしまう<sup>6</sup>。ゆえに、本稿の目的は、判決結果ではなく、判決のプロセスを動的に把握することにある。

## 第 1 節 Talum Suqluman 狩猟事案とは何か

Talum Suqluman は台湾原住民の一族・ブヌン族の猟師である。2013 年、年老いた母に「肉を食べたい」と言われ、拾った猟銃を用いて台東の山でタイワンカモシカとキョンを 1 頭ずつ狩り、持ち帰った。当時、タイワンカモシカとキョンは政府に「野生保育類動物」と指定されていたので、彼の狩猟行為は『野保法』違反の嫌疑で、台東地方法院で懲役 7 ヶ月の判決を受けた。さらに、彼が使用した猟銃は規格外のもので安全性に疑問があるため、『槍砲法』違反により、3 年 2 ヶ月の刑罰が加わり、計 3 年 9 ヶ月の懲役刑となることを 3 年 6 ヶ月の刑期に減軽された。それに対して、Talum Suqluman は、自身の狩猟行為が原住民の伝統文化の一部と見なされると主張し、『憲法』第 22 条、および『原住民族基本法』（下記：原基法）第 19 条を根拠に、狩猟権は憲法が原住民に付与する正当な権利であるとして無罪を主張し、最高裁判所に上訴した。最高裁判所は 2017 年、Talum Suqluman 狩猟事案を審理した際、Talum Suqluman 狩猟事案を含め原住民狩猟実践に対する法的制限が多元主義を提唱する改正憲法に違反する疑義があると判断し、司法院大法官に憲法解釈申請（これは、最高裁判所による初の憲法解釈申請であった）を行った。

当事案の争議を説明するため、まず『野保法』、『槍砲法』、『原基法』という三つの法律を概説しよう。『野保法』は 1989 年に国際社会の圧力のもと制定され、台湾における野生動物保護を目的とした最初の法律である<sup>7</sup>。しかし、当時台湾における動物保護の観念は芽生えたばかりで、台湾在来種の野生動物を保護することのみを考え、動物種集群が構成する生態系を考慮し、長期的な保護計画を採用するということにはしなかった。そのため、『野保法』はできる限り多くの在来種を保育類動物として認定しようとしていた。この政策は、一部の保育類の動物を絶滅危惧から守った一方、近年にキョンなどの動物が過剰に増殖するようになった原因でもある。近年、Talum Suqluman が狩ったキョンや、台湾原住民が頻繁に狩猟するタイワンザルなどの動物が保護対象から外されているのは、『野保法』の初期段階に存在した誤りに対する救済措置とも言える<sup>8</sup>。

1983 年に公布された『槍砲法』は、台湾社会全体を対象とする法的条例であるため、原住民が伝承された猟銃を所有することに対して、有罪と判決された事例も存在した。2001 年に台湾原住民が猟銃を保有することは合法化されたが、許可された猟銃は自作猟銃、つまり伝統的な製造法に従って作られた猟銃に限るものであった。しかし、ここでの「伝統的な製造法」は、実際には台湾内政部が定めたものであり、政府によって規定された猟銃の製造法は、多くの現役猟師にとって馴染みのないものであった。また、政府の製造説明に従って作られたものは、熟練した技術に基づいたものでも、猟銃の安全性を保証できるものではなかったという<sup>9</sup>。その一方、2020 年によく弾丸などの猟銃用の部品の所有が合法化された。つまり、2001 年から 2020 年

までの20年間、原住民は猟銃の保有が法的に許可されていたとはいえ、安全性が保証されない自作猟銃しか利用できないことに加え、猟銃の使用に不可欠である弾丸の保有が認められないなど、様々な法的制約を抱えていた<sup>10</sup>。猟銃使用は事実上、厳しく規制されたことで、原住民の狩猟実践に関する猟銃利用が法的に抑制されていたのだ。

一方、1990年代以降、原住民自己主張運動のグローバル化の煽りを受け、自らの言語、文化、土地所有など様々な権利を守ろうとする台湾原住民運動も活発化するようになった。例えば、「還我族名」（私たちの元の名前を返せ）運動は、日本植民政府や台湾国民政府が長年にわたり、原住民に恣意的に名前を付けたり、蔑んだりしてきたことに対して、原住民の自称を公式に認めることを求めた。そして、分類された9民族に、原住民自身の要請に応じて新たな原住民族を加えるというのが、この運動のもう一つの目的である。結果として、現在、台湾政府に認められているのは、旧有の9原住民族から、16原住民族になった<sup>11</sup>。同様に、奪われた土地の返還運動や、政府による不合理な狩猟規制に対する狩猟権返還運動も行われた。こうした原住民族意識の高揚のもと、2005年に原住民の自治権、文化権、言語権、及び狩猟権を保障することを目的とした『原住民族基本法』が施行された。以上に紹介した二つの法律に比べて、2005年の『原基法』は歴史が20年ほど浅いが、『原基法』の施行に伴い、『野保法』と『槍砲法』における原住民に関する部分は、多かれ少なかれ調整された。例えば、『原基法』の第19条は以下のように規定している。

原住民は、原住民族保留地において、以下の非営利活動を合法的に行うことができる：一、野生動物の狩猟は……伝統文化、儀礼、または私用に限る。

これに伴い、『野保法』の第21-1条は相応の修正条文を公布した。

台湾の原住民族は、その伝統文化や儀礼に基づいて、野生動物を狩猟し、殺傷し、又はそれを利用する必要性を持つと認定される場合は、……制限対象外となる。

『槍砲法』も同じく当条例の第20条を修正した。

許可なく自作猟銃、その主要構成部品または弾薬を製造、輸送、所持した原住民は、自給自足の手段として使用するために2,000元以上20,000元以下の罰金に処する。罰則に関する本条例の規定は適用されない。

つまり、原住民族が刑罰対象となる場合、「自給自足の手段」という条件を満たすなら、罰金刑が課されることになった。そして、『野保法』の第21-1条は次のように定めている。

野生動物に対する狩猟、殺傷または利用の行為は所轄官庁の承認を受けなければならない。

申請手続き、狩猟方法、狩猟する動物の種類と数、狩猟期間と地域、および他の遵守すべき事項は、中央主管庁と中央原住民族主管庁が共同決定する。

そのため、2012年に『原住民族基於传统文化及祭儀需要獵捕宰殺利用野生動物管理弁法』（日本語：传统文化及び儀礼を目的とした原住民による野生動物の狩猟、殺傷及び利用についての規則；下記：管理法）が執行されることになった。この一連の流れを受け、台湾原住民の狩猟実践の申請手続きがより具体的に規定され、台湾原住民による狩猟実践の事前申請制度は法的に整備されたと言えるだろう<sup>12</sup>。

以上の法律／条例の法整備の過程から見ると、台湾の法体系は原住民文化の法的地位を承認しており、原住民の要求を完全に無視しているわけではないことがわかる。しかし、『原基法』が実行された17年間、原住民の狩猟に関する裁判事案は依然として少なくなかった<sup>13</sup>。なぜならば、法学的に考えると、『野保法』や『槍砲法』、および『管理法』の一部条文は法の明確性の原則に違反する可能性もあるからだ。例えば、『原基法』に提起される「私用」という概念は極めて曖昧である。その「私用」の主体は、獵師自身を指すのか、それとも、獵師の家族も含まれるのか定かではない。かつての原住民の狩りは、部落獵師全員で協力して行っていたため、獲物は部落全体で分け合わなければならなかった（黄 2000）。この慣習は現在でもある程度続いており、獵師たちは動物を捕獲した場合、その獲物は部落の友人や家族に分け与えられる。原住民の在来知において、「私用」の概念は、そもそも存在しなかったのである。さらに、原住民の狩猟場が国家公園や大学の研究実験拠点に相当する場合<sup>14</sup>、狩猟活動はそれらの地方機関の承認を得る必要があると『管理法』は定めている。このため、原住民が承認を得るため申請書を事前に提出する際、「氏名、身分証明書、狩猟期間と地域、狩猟方法、部落の同意書、传统文化・祭礼の時期と地域、狩猟する動物の種類と数」を詳細に記さなければならない。つまり、『野保法』や『槍砲法』、および『管理法』は<sup>15</sup>、原住民の在来的な需要に応じて原住民の文化的権利を認め、一部条文を改正したが、実際には改正された条文の用語は極めて曖昧かつ不明瞭であり、原住民の生活と文化に馴染まないものであったと言える。こうした用語は多義的に解釈される危険性を孕んでいる。その結果、原住民獵師が刑罰に処される状況は、未だに続いている。原住民が传统文化の一部としての狩猟実践を放棄するか、それとも警察に逮捕されることを恐れず、自分の狩猟権を主張し続けるのか、という二者択一の窮状に陥ってしまっている。

## 第2節 司法院大法官會議とその議決

以上の法律と原住民の在来的狩猟実践のズレを具現化する代表例が、冒頭で言及した Talum Suqluman 狩猟の事例である。前述したように、最高裁判所は『野保法』と『槍砲法』の一部に違憲の疑義があることを理由として、これらの条文について憲法解釈を司法院大法官に請求した。今年3月9日、Talum Suqluman 狩猟事案など<sup>16</sup>に関連する条文——すなわち、『槍砲法』第20-1項及び20-3項、『槍砲彈藥刀械許可及管理弁法』（下記：槍砲管理法）第2-3項、『野保法』第

21-1-1 項及び 21-1-2 項、『管理法』第 4-3 項及び 4-4 項に対して、大法官審理会は司法院にてこれらの条文が憲法の平等性原則および憲法が保障する原住民の文化発展権に違反するかどうかについての口頭弁論を行った<sup>17</sup>。

口頭弁論の参加者は、解釈申請者である原住民猟師と代理人弁護士、関係機関である内政部警察署、農業委員会、原住民委員会、人権委員会、及び原住民文化専門家と生態学者である。口頭弁論の争点は主に、①野生動物保育と狩猟実践の矛盾を如何に解消するのか、そして原住民狩猟権に対する規制（とりわけ事前許可申請制度）が比例原則に反するか否か、②狩猟用具が自作猟銃に限るとする条項は違憲かどうか、に集中した。そして、当会議は、原住民族文化の専門家と生態学者も招集し、台湾原住民の狩猟文化と自然環境の関係性や、現行の法的規制が原住民の狩猟活動に与える影響など、大法官の質問に応じて提言を行った。解釈申請者と権力機関両方の論告は以下の通りに概括することができる。

## 1. 野生動物保育と事前申告制について

### (1) 原住民猟師、代理人弁護士による意見

第一に、原住民の狩猟権と文化的発展の権利は、憲法で保障されるものであり、世界中においても広く認定されている権利である。

第二に、原住民の在来知は、動物に対する虐殺や過剰な狩猟をタブー視している。地方の生態系を熟知する猟師は、動物や自然環境、及び原住民の生活に関わる生態全体を保護する義務が付けられている。つまり、原住民の狩猟権を守ることと野生動物の保育には対立するものではなく、むしろ「相輔相成共栄共存」（相互に補完し合いながら共存共栄する）関係である。「狩猟行為が野生動物の絶滅に繋がる」といった議論は、原住民の狩猟文化の全貌を把握していない外部社会から原住民に押し付けられたスティグマに過ぎない。在来の知恵を用い、狩猟権を正しく行使することを通じて、原住民は、野生動物や自然環境、自らの生活空間を保護することができる。

また第三の点として、今までの狩猟実践および野生動物の数、種類に関する統計情報から見ると、原住民が主に狩猟するキョンや台湾ザルは減っておらず、2019年には保育類動物対象から外されている。これは、原住民の狩猟実践が野生動物の種集団のバランスを崩すものではないことを農業委員会が正式に認定したようにも見受けられる。

最後に四つ目の点として、原住民の在来知によると、すべての獲物は祖霊からの贈り物であるため、どこでいつ狩猟を行うのか、どのような動物に出会うのか、何匹の動物を狩るのかなどは猟師自身によって決定されるのではなく、それに関する情報は予測不可能なものである。さらに、Talum Suqluman はブヌン族の猟師である。狩りに行く前に何を狩りに行くのか、動物を何頭を狩るのかを誰にも言わないようにして、できる限り目立たないようにするのがブヌン族の慣習と見なされる<sup>18</sup>。狩猟実践に関わる物事を事前に外部へ申告することは猟師たちの信仰に抵触することである。条例施行の効率性から考えると、事前申告ではなく、事後報告と部落自治の両方が整備されることで、生態系のバランスと原住民の信仰や自主性に対する尊重を両立することができる。

## (2) 農業委員会からの報告

農業委員会は、これまでの『野保法』の一部条文が原住民の狩猟権を侵害したと認めた。また、長年にわたる原住民の狩猟行為と野生動物の数の関係性に対するモニタリングにより、生態系のバランスが「良好な状態」に戻っていることが明らかになったことを指摘した。そのため、「狩猟実践の開放」という原住民の請求を考慮に入れていることを明らかにし、原住民の協力によって「良好な野生生物保育」状態が継続されることが期待できると述べた。(以上、原住民の第1、第2、第3の見解への応対)

そして、前述の『原基法』にある「私用」の概念をより明確的に解釈した。すなわち、「商業利益のためではなく、自分や親族のため、あるいは伝統文化に則った部落同士の共有のみに利用すること」といった内容である。

さらに、現行の事前申告制には実践上の柔軟性がなかったため、原住民猟師の当局への信頼感が失われ、相互に協力し合うことができなかつた現状を認めた。そのうえで、この状況を改善し、原住民の請求に対応するために、①猟師個人の申請手続きを簡素化すること、②部落全体が狩猟前に1度申告し、狩猟後にも1度報告する制度を設けること、③原住民による狩猟自主管理組織が所轄官庁と交渉して行政的な契約を結び、原住民の自然資源利用権を回復させること、の三点を提唱した。また、①から②を経て、③を目指し、原住民の自主性を尊重しながら原住民の狩猟権を実現するという三段階の狩猟自律管理のシステムを提案した。

## 2. 社会の安全性と猟銃の管理について

### (1) 猟銃の安全性、これまでの猟銃管理制度、及び動物福祉の観点からの原住民の意見

まず、前述したように、元来原住民の文化には自分で猟銃を作る慣習はなく、職人に制作を依頼したり、製造された猟銃を購入したりしていたが、『槍砲法』の施行により、猟銃は自作しなければならなくなった。その結果、猟銃を自前で製造することによって発生するリスクやコストのみならず、安全性も保障できなくなったことを述べた。次に、槍砲の不当な利用状況と猟銃の利用で逮捕された原住民人数の年度ごとの統計によると、原住民による案件数は全案件の5%未満であることに加え、逮捕された原住民のうち95%以上は、『野保法』や『槍砲法』に違反したことが理由であった。これらを踏まえると、原住民の猟銃の使用が社会全体の脅威に繋がっているとは言えない<sup>19</sup>。加えて現在許可されている自作猟銃は精度が低く、猟師が一発で獲物を仕留めることができることは稀である。多くの場合そうした動物は逃げることができず、負傷しその場で衰弱して死に至る。したがって、原住民文化専門家は、動物保護に関する国際的な潮流が、動物に対する虐待を避けるために、狩猟の際にはできる限り動物を一発で気絶させることが望ましいと指摘する。ゆえに台湾でも自作猟銃より品質の良い猟銃の使用を許可することによって、人道的な狩猟を行うことができるという内容を補足説明した。

### (2) 内政部警察署からの議論

内政部警察署によると、自作猟銃は精度が低く犯罪に転用されないため、原住民の狩猟権を保

障しながら公共の秩序を守ることができるとし、公共の秩序や社会的責任に影響を与えないことを前提として内在的な信仰の自由を保護することは憲法に合致するとした<sup>20</sup>。また、一般人（非原住民）の狩猟実践が全面的に禁止されているのに対して、現行の規制の枠組みの中で、原住民の狩猟文化が例外的に認められていることを挙げる。さらに、内政部警察署は、一般人による銃器／弾薬の所持が禁止されているのに対し、原住民による猟銃の所持が特別に認められていることは、すでに原住民に対する積極的差別是正措置（affirmative action）であると強調した。そして、自作猟銃の安全性に関する原住民の懸念については、自作猟銃の安全性を確保するため、関連する条例の改正が既に行われていることに言及した。

以上の原住民に対する農業委員会と内政部の対応を見れば、各省庁のスタンスを窺い知ることができる。農業委員会は原住民の狩猟権を認めているだけでなく、現行の法体系による原住民の規制さえも必要とせず、原住民の在来知によって自然環境を守ることができることを認識していることがわかる。また、大きな問題点の一つである、狩猟の事前申告の困難に対しても対応策を検討しており、申請制度を徐々に改善していく意思が示された。一方、内政部警察署は猟銃の安全性問題に対して「問題なし」と判断したものの、具体的な理由や根拠を提示せず、この問題が孕むいくつかの懸念点に言及することを意図的に避けた。さらに、内政部は「公共秩序のため」という名目で原住民の狩猟権を制限し続けるべきと主張している。それぞれの機関の対応の違いは、それぞれの職能の差異——内政部が原住民と他のエスニックグループとの関係性に焦点を当てている一方で、農業委員会は人と動物と自然の関係を扱っている——に起因していると考えられる。

原住民による狩猟に対する態度の賛否は、内政部と農業委員会だけではなく、台湾社会全体においてもよく提起される問題である。言うまでもなく、漢人を主体とした台湾において、原住民の狩猟権は「特権」に相当するので、原住民がこうした特別な対応を受けるべきかについては、多くの議論がなされている。「台湾の山は皆の山であり、原住民だけのものではない」といった意見など、原住民の狩猟権に対する反論は長い間存在してきた。内政部の論告を含め、このような発言は、「法の下での平等」を前提に、すべての人にとって権利は平等であるべきだという立場に立つものである。しかし、現行の法体系は原住民を主体として作られたものではなく、マジョリティの視点から構築されたものである。こうした不平等な権力構造——すなわち、潜在的漢人中心的イデオロギー——が常に機能している。つまり、原住民の日常生活としての狩猟実践や生き方が、漢人によって「特権」と認定されることは、「法の下での人間の平等権利」という名目で主流文化へ適応させ、回収させる一操作に過ぎない。「平等の追求」という好意は、原住民にとっては一層の圧迫になる恐れもあるのだ。

口頭弁論では、原住民狩猟実践の特殊性、及び原住民文化と主流文化の二元区分についても議論された。この後提起された楊惠欽大法官による質問に答えた原住民法律専門家・王毓正は以下のように言った。

今日扱っている原住民族の狩猟事件は、普通の事柄と同列に扱うことはできない、という

事実を見失ってはなりません。……原住民文化の外側に、支配的な主流文化が存在するので、長期にわたって主流文化による抑圧のもとで原住民文化が主流社会に軽視されてきたと、私は言わざるを得ません。なので、原住民文化に過剰な制限をかけてはいけいだけでなく、積極的に原住民文化を回復しなければなりません。……より多くの権限を原住民に与えるべきです。(傍点は筆者)

口頭弁論の2ヵ月後、同年5月7日に、大法官による憲法解釈は「司法院积字第803号解釈」として掲示された。その内容は以下の通りである。

### 1. 『野保法』と『管理法』について

- (1) 元々許可された狩猟の動機であった「伝統文化、儀礼」の内容を再定義し、非営利私用という新たな狩猟動機の条目を追加する。
- (2) 狩猟対象とする動物は保育類の動物を含まない。
- (3) 事前申告制は合憲であるが、実行の柔軟性が欠如しているため、申請期限や動物の数と種類を申告することは違憲であると判断する。

つまり、(1)と(2)によって、『野保法』の第21-1-1項及び21-1-2項、つまり狩猟動機、狩猟対象に対する制限は合憲である。そして、(3)によって『管理法』の第4-3項及び4-4項に申請内容の部分は違憲である。

### 2. 『槍砲法』と『槍砲管理法』について

- (1) 自作猟銃は憲法の比例原則と明確性原則に違反しない。つまり、『槍砲法』第20-1項及び20-3項に自作猟銃に限るという狩猟用具の規制は合憲である。
- (2) 自作猟銃に対する規制が不十分で、生命権を侵害する恐れがあり、規制案を修正する必要がある。つまり、『槍砲管理法』第2-3項は違憲である。

以上の結果から見ると、Talun Suqlumanは非・自作猟銃を所持し、当時の分類において保育類に該当する動物を殺害したため、この解釈の公表以降も続けて懲役3年6ヵ月の判決を受ける必要がある。少なくとも原住民にとって、この憲法解釈は自らの狩猟権を守るという勝利を手にしたとは言えない。台湾における16の原住民族にとって、狩猟動機、狩猟対象、狩猟用具に対する規制、及び事前申告制の存在は原住民の狩猟権が大きく制限されることであり、彼らの権利が「積極的に」守られていないことを意味することも言うまでもない。この結果からみると、台湾社会において広く批判されたように、この解釈は原住民の権利をさらに侵害することになったと言えるだろう。しかしながら、このような解釈を公布したものの、実際には15名の大法官が11件の意見書を提出し、そのうち8名の大法官によって原住民権利の侵害という最終の解釈に対して一部反対意見が付された。こうした結果に至った議論の過程と大法官の意見書をよく検討すると、狩猟実践に関する大法官たちの考え方は個々人によって差があり、最終判断に至るまで、彼ら／彼女らが非常に躊躇していたことがわかる。なぜなら、それは、単なる狩猟権の論争では

なく、台湾社会における「原住民文化」の位置づけ、「主流文化」と「原住民文化」の配置関係、およびその関係性を踏まえた法的策定など、より複雑な「文化観」の在り方という認識論的問題の存在が導き出されていたからである。つまり、台湾原住民の慣習法と既存の法体系との衝突があった場合、大法官たちは幾つかの問題に直面しなければならない。原住民の在来知によって既存の法体系を再編するかどうか、修正する場合は法的安定性を損なわずにどこまで修正すべきか、修正しない場合は既存の法律のもつ法的柔軟性が原住民の権利を十分に保障できるのか、そもそも「原住民文化」と現行の法体系は調和できるのか、などの一連の問題である。

これまで本稿は、原住民の狩猟実践をめぐる法条項の矛盾、憲法裁判所の口頭弁論において関係者各方の意見と法的主張、及び解釈文の最終結論に着目してきた。以下、この議決に至った経緯と理由をより一層明確に検討するために、15名のうち楊恵欽という一人の大法官を対象として、彼女の発言と意見書から析出された「法の調和者」という役割を分析する。楊氏は、協同意見書（議決に賛成する書類）を提出した一方で、その意見書からは原住民に対する同情や原住民伝統文化に対する認識が感じられる。楊氏は、前述した原住民の意見に応じて、現行の法体系と原住民の在来知を相互に調整する必要性を強調し、原住民の在来知をより効率的に利用するための原住民部落参与制度を協同意見書に提案した。なぜ楊氏は、最終的な解釈意見書に賛成したのか。結論を先に述べるならば、大法官としての楊氏は、憲法だけではなく、原住民、野生動物、自然環境、社会的安全性などに関わる台湾法体系そのものの安定性を確保することを最優先にしたのである。それと同時に、楊氏は、法体系の内発的調整可能性／柔軟性にも信頼を寄せ、現行体系の下での原住民参与制度の実行が可能であると見なした。一見して矛盾した結論と意見書は、台湾における法体系が法テキストに縛られる成文法から、原住民の在来知をある程度導入し、再編される可能性を反映していた。

### 第3節 楊大法官の意見書から見た「法の調和者」

『野保法』と『槍砲法』が施行されてから30年間、二つの条例に抵触して原住民が刑に処せられた裁判例は少なくなかった。これらの裁判例の判決から見れば、刑罰を科すのか、行政処分を科すのか、あるいは全く刑罰を科さないのかなどの最終的判断は、主に裁判官個人の原住民文化に対する理解によって決定していると思われる。その理由は、地元裁判所に留まる法的判決のみならず、ほとんどの法的判決が、机上の空論ではなく、結論を出すために過去の判決を広範囲に参照することによって下されるからである。しかし、裁判の際に参考にできる過去の判決や原住民の文化資料が欠如している状態で結論を出すには、裁判官個人による原住民文化の理解に依拠するしかない<sup>21</sup>。今回の憲法裁判所で行われる憲法解釈の過程は、その後の法律制定や類似案件の審判の結果にも影響を与えるため、15人の大法官、学者、当事者、弁護士などの関係者が協働して、より慎重に検討することが必要とされる。

フランスの社会学者であるブルーノ・ラトゥールは、フランスの行政裁判制度の頂点である行政裁判所、コンセイユ・デタの裁判官が裁判事件を審理する過程を考察し、事件の最終的判決に

影響する決定的要素が存在せず、逆にどのような事件であっても、複数の要素——ラトゥールの言葉を借りるなら、「価値対象」(value object)——が絡み合いながら、相互に作用し、妥協し、拡張しながら、ようやく最終判決に至ることを指摘した(ラトゥール 2017)。ラトゥールによれば、多様な「価値対象」は裁判官の推論プロセスと結果判断に干渉する要素であり、現行の法体系の権威性、公平や正義などの品質統制など顕在的な要素はもちろん、裁判官による躊躇や疑念、さらに内省も同じく「価値対象」になり得る。そして、「すべての価値対象が一連の試練を体験し、その循環が加速も減速もする修正行為の中に、それ自体を明示しているのである。それぞれの小さなエピソードの中で、全体的な緊張関係、ベクトル、流れ、圧力がわずかに再編された」と論じた(ラトゥール 2017, 187)。言い換えれば、裁判結果の背後で潜在的に機能するのは、社会各層間に散在する拮抗関係を部分的に破壊し、修正し、再編する絶え間のない調整プロセスである。つまり法の分析は、静態的な裁判結果より、結果に至るまでの動的な裁判過程に巻き込まれた「価値対象」を考慮に入れ、それぞれの価値対象が如何に再分配され、再統合されるのかを詳細に観察し、分析する必要があると考えられる。

前述の通り、憲法解釈の結論について、15人の大法官は合計11件の意見書を提出し、これらの条文が合憲か否か、どの部分が違憲なのかについて各大法官は異なる意見を有しており、狩猟実践や原住民の狩猟権の解釈が複雑であることを訴えた。実際のところ、憲法解釈会議に参加した主体は、当事者である原住民(と代表人弁護士)、原住民族権利擁護団体、内政部警政署、行政院農業委員会などの直接な関係者だけでなく、司法院の前で狩猟権の全面的な開放に抗議した動物保護団体と自然環境保護協会、メディア、狩猟許可を発行する権限を持つ国家公園管理局、さらに大法官自らの政治観や自然観——例えば、黄虹霞大法官は動物保護主義者で、口頭弁論でも意見書の中にも「人類中心主義」に強く反対し、「万物は等しく霊をもつ」と主張した(「原住民伝統文化」に対して、黄氏も独特な意見を持つ。この部分に関しては後述する)——なども、価値対象として憲法解釈の過程に参加しているものである。

本稿では、口頭弁論、及び11件の意見書を参照し、とくに楊惠欽大法官の口頭弁論での発言および同氏の協同意見書を代表例として、多様な「価値対象」が如何にして同氏の法律観、動物観と原住民狩猟文化に対する理解に影響を与えたのかを分析したい。15人の大法官から楊氏を選択する理由は、以下の通りである。

1. 筆者が楊氏を選択する契機となったのは、口頭弁論において、楊氏が「原住民の飲食慣習は伝統文化の一部であるのか」、「そもそも伝統文化とは何か」と質問した唯一の大法官であった点である。つまり楊氏が伝統文化という「当たり前」の現象を探求する者であり、楊氏の最終結論が既存の概念のカテゴリーに疑問を投げかけ、反省し、探求しつつ得られたものであると期待されるからである。

2. 後述するとおり、楊氏は、既存の法的条文を断片化させ、それぞれの部分に「違憲」と「合憲」の烙印を押した。筆者は、この方法に、多様な「価値対象」をともに機能させながら、具体的な出来事により柔軟に対応するための法の内発的調整を強調する「法の調和者」としての役割が反映されていると考える。

3. 独自の協同意見書を提出し、憲法解釈の最終結論が自身の意見とほぼ一致した楊氏は、反対意見を出した他の大法官に比べ、既存の法体系に対して妥協したとみられる。しかし、前述したように、楊氏は台湾法体系の安定性を確保することを前提としており、その法の内部的変容を提案したという点で、法体系自体の要請に応じた形で、原住民の在来知を引き受け、台湾法体系が再編される可能性を示したからである。

以下、本稿は、楊恵欽大法官の法廷での発言と協同意見書から、楊氏の結論に影響した複数の「価値対象」についての検討を進める。本事件における三つの争点——狩猟動機、狩猟用具、狩猟対象に関して、楊氏は「第 803 号解釈」と異なる点を補足意見として協同意見書に加えた。その内容について、筆者は 3 つの許容のかたちとして、「構わない」という言い回しでまとめ、説明する。

#### 1. 「私用」のためでも構わない

口頭弁論で、楊大法官は原住民文化と法律を研究する原住民学者・浦忠勇に以下の質問を投げかけた。

あなたの意見書の中で、原住民の狩猟実践は彼らの食生活の一部であると書いていますが、原住民の食生活も彼らの伝統文化の一部であるということですか。

『原基法』では「伝統文化、儀礼、または私用」のための狩猟が合法と規定されるが、『野保法』では、合法となる狩猟原因が「伝統文化、儀礼」のみと規定されている。それゆえ、「私用」のための狩猟を行ったことを理由に多くの原住民が逮捕されてきた。そのため、楊氏の質問の内実は、『野保法』による「伝統文化、儀礼」に基づく狩猟実践は許可されるが、原住民の飲食慣習——多くの場合、それは「私用」と扱われる——は「伝統文化、儀礼」の枠内に収まるのか、という「伝統文化」の定義と範囲を確認するものであった。

そして、原住民研究者であり、自身もツォウ族である浦氏は、次のように答えた。

伝統文化とは、知識体系、生活習慣、そして日常生活における価値観、倫理観、自らのアイデンティティが含まれており、自然観や宇宙観も含まれているかもしれません。……飲食慣習と言えば、原住民族では、特殊な食材やその味わいや独自のレシピから、共食の儀式、出産、結婚などの人生儀礼の際に特別に規定される飲食までのすべてが私たちの伝統文化に含まれるものです。……要するに、すべての台湾原住民族は文字を持たないため、原住民族の伝統文化は、日常生活の実践によって伝承されるものなので、そうしなければなりませんよ。その中で、狩猟活動は最も良い伝承方法とも言えるでしょう。そうしないと、いわゆる伝統文化の伝承はただの机上の空論に過ぎません。伝統文化は博物館の観賞用文化、あるいは観光のための偽文化になる危険性がありますから。（傍点は筆者）

浦氏の答えは、資本主義と近代化の潮流が主流となった現代世界において、原住民とその伝統文化が直面している窮境を、原住民の視点から指摘したものとも言えるだろう。現代社会において、原住民の伝統文化は決して非難され、禁止されるものではなく、グローバルな原住民運動が活発になって以降、その保護と開発が世界中で積極的に推奨されている。しかし、その前提として、原住民文化は既存の支配的な権力者によって制定された規範を越えず、権力者が規定した許可の範囲内で、その存続が容認されていることを看過すべきではない。すなわち、主流文化を脅かすことのない限りにおいてのみ、原住民の伝統文化の合法的な地位を認めるということである。その結果、「多元的な社会を構築しよう」というスローガンが現れ、多文化主義のようなイデオロギーが世界中に拡張する一方で、原住民の伝統的な実践が依然として様々な形で制限されるという矛盾が生じている (Hale 2002; Clifford 2013)。多文化主義社会を創ろうと標榜する台湾もその例外ではない。本稿に登場する獵師 Talum Suqluman はブヌン族の名を持つものの、メディアの報道や裁判所の意見書では、ほとんど漢族名が使われている。また、現在台湾において、原住民の身分証明書に記載される名前は、原住民の族名として登録することを認めるが、それと並行し漢字の名前を登録することも必要とされる。それは、原住民でない人々にとって読みやすくするために制定された政策であると内政部は説明してきたが、このことは日本植民政府統治時期の「皇民化政策」によって (近藤 1996)、改姓名政策を通じて原住民を教化し、同化させた政策を連想させる。

一方、原住民の文化は世代にわたって伝承されるものであり、浦氏が述べたように、博物館に展示され、保護されるものではない。アメリカの歴史人類学者であるジェイムズ・クリフォードによれば、原住民は何世代にもわたって自らの伝統文化を日常的に実践することで、原住民そのものになることができるのである (indigenous becoming) (Clifford 2013)。すなわち、原住民であることは、単に「原住民」のレッテル (そのほとんどは他者から定義されるもの) を他者から貼られることではなく、狩猟を含めた在来的生活実践を通じて一族のメンバーになることこそが、「原住民の生成」に内在する核心であると考えられる。

楊氏の同僚である黄虹霞大法官の意見書は、こうした外部から定義される「原住民」レッテルを理解するために最適な例である。黄氏は、「これこそ保護すべき伝統文化」というフレーズを2回使い、彼女自身がこだわる「ほんものの原住民伝統文化」を明確に提示した (黄 2021, 4-5)。原住民の狩猟権は憲法によって保障される原住民の合法的な権利であると黄氏は認めたが、「狩猟用具」(自作獵銃と非自作獵銃両方を含める)、及び「私用」という狩猟動機は、「必ずしも原住民の狩猟文化に含まれるわけではなく、あるいは含まれるべきではない」と反論している (黄 2021, 6)。黄氏によれば、原住民の狩猟文化に関しては、「狩猟実践」に焦点を当てるよりも、「環境と共生する精神」が提唱されるべきである。黄氏は意見書でレトリックの表現を何度も使用し、「伝統文化」と「現代社会」の間には時代による断絶が存在すると表現している。彼女の認識における、「原住民獵師」の「正しい」扱い方は、山に住んで自然を満喫し、アニミズム的な霊を認知し、伝統の狩猟場を守ることを通じて、生態系を保護するものである。したがって、黄氏は、

（猟師が）伝統的な領域を巡回し、そして神々は猟師に獲物や野菜を与えたのではないか。神様からの贈り物であれば、（銃などの）武力で奪うものではないはずで、わざわざ銃を使う必要があるか。（黄 2021、5）

野生動物の狩猟、特に非自作猟銃での狩猟は、自然環境によって原住民に与えられた権利であると主張すべきか。（黄 2021、8）

と述べた。言い換えれば、黄氏は自分が定義した原住民伝統文化の在り方にこだわるあまり、狩猟権を主張する原住民に対して、「（銃を使用した狩猟は）伝統文化の一部ではない」と非難したのである。当然、このような原住民に対する第三者的な目線と原住民伝統文化に対する想像に対して、今回の解釈申請者のもう一人であるプユマ族の原住民からは批判が殺到した。

（黄虹霞大法官の意見は）殺戮が存在するという事実、現象とその機能をわざと回避した。現実において、そもそも野性的世界そのものは殺戮の世界であり、野生世界において狩猟する（動物間の狩猟も）ことは造物主に作られた自然環境の一環である。殺生しないこと、もしくは文明（少なくとも間が想像した文明）は人道的な環境である。……野生動物と共生し、相互作用し、交流する（非言語的に）ことに関して、狩猟はその一つの手段である。……人道主義を強く主張し、原住民の狩猟文化を宗教的に見なすことは、「文明化」による傲慢と差別がそこに隠されている（プユマ族補充意見書 2021、4-5）。（傍点は筆者）

一方、浦氏の意見を聴取した楊恵欽大法官は、黄氏と異なる結論を出した。

原住民の狩猟実践は、自然環境の中で生存するために、必要なエネルギーを補うための手段、森の野生動物と共存共栄していくことによって生まれるものである。そこから独自の伝統文化を生み出した。したがって、日常生活において、非商業利用の場合、原住民の人々が野生動物を狩猟することは、原住民の伝統文化の一部ではないとは考えられない（楊 2021、10）。

原住民の伝統文化は在来的宇宙観、もしくはアニミズム的な、霊的な存在などの形而上的・抽象的なものに限らず、日常生活や飲食慣習にも広がる伝統文化の一部である。こうした「伝統文化」の定義を、楊氏は受け止めた。そのため、楊による法的な修正のメカニズムは、『原基法』に保障された原住民の「私用」（日常生活と飲食慣習など）の権利も「伝統文化」のカテゴリーに回収すべきであり、したがって、同じく原住民の「伝統文化」を保護すると規定される『野保法』でも、「私用」のための狩猟も合法であると定める条文を追加すべきということである。この過程で、原住民学者からの声は一つの「価値対象」として、楊の判断に影響を与えた。

## 2. 非自作猟銃でも構わない

「司法院釈字第 803 号解釈」では、狩猟用具を自作猟銃に限ることは合憲である、と最終的に判断された。この判断に対して楊恵欽大法官個人は基本的に賛成したが、現段階の制度では足りず、さらに修正すべきであると語った。協同意見書の中で、彼女は以下のように補足した。

楊氏は、原住民の伝統文化、とりわけ狩猟実践を法的に保障するために——自作の基準も曖昧である（楊 2021、6）のにもかかわらず——狩猟用の猟銃を自作と非自作に分ける必要はあるのかという疑問を提示した。楊氏の考えには、猟銃は弓矢などの用具と同様、あくまでも狩猟用の道具であり、自作であるかどうかにかかわらず、使用の効率、かつ使用者に対する安全性を優先的に考慮すべきである、というものがある。そのために、楊氏は、銃や弾薬の安全性を確保することを前提に、狩猟用具や狩猟活動の管理システムを確立することができれば、自作猟銃以外の狩猟用具を開放することも容易になるとしている。しかし、審査の争点ではなかったため、楊氏の同僚の多くは、彼女による原住民の非自作猟銃使用権の開放という提案をそれ以上議論することはなかった。それに対し、楊氏は「残念なことではないとは言えない」と述べている（楊 2021、3）。前述したように、そもそも原住民の在来的文化には、猟銃を作るという慣習がなかった。それは台湾の主流文化や権力機関によって作られた「原住民伝統文化」に過ぎない。楊氏にとって、伝統文化は自作猟銃によって伝承されるわけではなく、むしろ狩猟実践そのものを通じて、世代にわたって続けられるものである。この過程において重要なのは、実践であり、実践するための狩猟用具である。ゆえに、自作猟銃であるか否かにこだわる必要はない。言い換えれば、自作猟銃はもちろん、猟銃そのものは実践される原住民伝統文化ではなく、狩猟行為こそが伝統文化であり、猟銃は複数の狩猟道具のうちの一つにほかならない。

さらに、意見書の末尾で楊氏は、農業委員会が提案した三段階の狩猟自律管理のシステムを高く評価しつつ、それに基づいて「部落参与システム」（部落参与機制）という制度の構築を提案した。現在の狩猟審査制度を担当している組織は、主に農業委員会と原住民族委員会である。それらに限らず、原住民の狩猟実践のあり方——集団的な狩猟行為、共食の伝統習慣、及び部落の規範やタイヤル族の gaga やセデック族の gaya<sup>22</sup> などの原住民の在来的観念——を最もよく知っている各部落が狩猟審査制度に参加し、農業委員会や原住民族委員会との協働によって、自らの狩猟実践をより柔軟に管理すべきであると指摘した。「そうすると、より憲法に合致するようになる」と楊氏は意見書で述べている（楊 2021、16）。

楊氏の意見の表現方法から、彼女が原住民／原住民学者自身が語る、あるいは実践する「原住民の生き方」を真摯に受け止め、現在厳しく管理されている原住民の生に対して同情を示していることが窺える。例えば楊氏は、現行の法体系による「原住民の狩猟用具や狩猟する動物の種類、数、期間、区域などの規制」は、主流社会による外的規範に過ぎないと指摘した（楊 2021、15）。一方、彼女は大法官であるため、原住民在来知と在来的法体系がもたらした既存の法体系との衝突に対する現実的な措置、あるいは、人間、動物、自然環境を含める全体を対象とする法的安定性と原住民を対象とする法的柔軟性との配置関係を明確に定義しなければならない立場にも置かれている。その相克に悩みつつ至った最終的な折衷案は、「現行の制度と部落の参与」の

構図を生み出した。「現段階では実現できないが、これから期待できるだろう」（楊 2021、16）という態度には、こうした「主流社会／原住民部落」や「現行の法体系／原住民の在来的法体系」をめぐる理想的な配置関係を未来の法発展、いわば法体系そのものに任せる狙いがある。さらに、楊氏が協同意見書を提出した一方で、わざわざ二つの提案に言及したのは、グローバル化や都市化に伴い、原住民文化が徐々に消滅していくことに対し同情心が働いたからであると考えられる。楊氏は、原住民狩猟文化の伝承に対して、以下のように同情する態度を示した。

主流社会の経済的な変化は、原住民族の人口移動（外部へ移住）に対して相当の影響を与えた。ゆえに、主流社会の変化により、原住民の日常実践と持続的伝統文化伝承を支える狩猟文化は徐々に縮小、衰退、破壊している…（楊 2021、5）。

さらに、楊氏が自作猟銃の安全性に関する修正案を提唱したのは、原住民の命を守ることに限らず、原住民がもつ猟銃の安全性への懸念を軽減し、伝統的な狩猟文化に積極的に従事することを推奨するためである（楊 2021、4-5）。

猟銃選択の開放から、原住民の在来知に基づく「部落参与システム」を導入するまで、楊氏の提案は、前述した学者、王毓正のいう「積極的に原住民文化を回復すること」という助言と共鳴する。楊氏の提案に反映されている幾つかの観点——猟銃をめぐる人命の考慮、原住民文化に対する扱い方、原住民文化伝承の現状とそれに対する同情——いずれも楊氏の判断に影響した価値対象であろう。

### 3. 保育類の動物を狩猟しても構わない

野生動物の保護政策についても、楊恵欽大法官は、彼女独自の見解を提示した。

原住民に代々受け継がれてきた生態学的知識、及び「竭澤而漁〔筆者注：池を干して魚を取る〕』のようなことがタブー視され、環境と共生するという観念を内包する原住民伝統的な狩猟文化を尊重するうえで、（行政権を持つ）所轄官庁は、『野保法』の立法趣旨に沿って、より柔軟に調整できる規制モデルを制定すべきである。憲法の解釈者はこのモデルを尊重すべきであり、より適切なアプローチであると本席は考えている（楊 2021、14）。

ここで、楊氏は、環境保護の理念と原住民の在来知が矛盾していないことを強調している。一般類の野生動物や、保育類の動物などのカテゴリーに拘わらず、何世代にもわたって在来的な知識に基づいて狩猟を行ってきた原住民は、元々は動物の保護者であり、保護すべき動物を絶滅させるような狩猟実践は、部落においてもタブーとみなされてきた（林 2003；王・童 2012）。そのため、動物保護に関与する機関は、既存の基準でこの在来的実践を規制するより、原住民の実践と野生動物の集群の現状を優先的に考慮し、具体的な状況に応じて、野生動物に関する政策を調整するだけで十分である。言い換えれば、野生動物を含め総体的な環境や生物の多様性を保全

する限りでは、「保育類の動物を狩猟しても構わない」との楊氏の見解を示したのである。楊氏のほかの主張——「私用のためでも構わない」、「非自作猟銃でも構わない」——を含め、原住民の日常生活における在来的な需要や原住民狩猟文化の伝承が難しい現状を考えると、楊氏の見解は理解できないわけではない。しかし、保育類の動物を対象とする狩猟解禁は、世界中で流行している動物保護や環境保護の理念とは正反対であるため、ほかの大法官や一般人から見れば、楊氏の意見は荒唐無稽に思えるかもしれない。例えば、「保育類の動物に対して、現行の『野保法』はまだ不十分であり、より厳格な保護政策を制定する必要がある」とされ、楊氏の観点と正反対の解釈が提起されもした<sup>23</sup>。しかし、楊氏は、協同意見書の冒頭で憲法修正条文による「環境と生態保護のバランスを確保すること」を強調する一方で、一般類や保育類に拘わらず、原住民の狩猟対象の全面的な解禁を主張した。なぜ、こうした一見矛盾するような結論に達したのか。それは、原住民の慣習法と現行の法体系を平等に扱った上で、前者に従い、原住民権利と生態保護との矛盾が自然になくなると楊氏が意識したからである。

野生動物が保育類と一般類、またほかのカテゴリーに分類されるのは、法的規定によるものである。一方、原住民の場合、森林の保護や生物多様性の維持、持続可能な開発を目的とした伝統的な狩猟文化や狩猟規制には、在来的な規範が元々内在している。ただし、この在来的な規範は、主流社会が作った外的な法的規範とは異なる（楊 2021、12）。

と、楊氏は書いている。また、楊氏は次のように述べる。

立法者は、野生動物を狩猟する必要性という不明確な法的概念を具体化するだけでなく、『野保法』の目的及び規則に基づき、原住民の実際の需要に応じてもっと詳細に、技術的かつ実際に規制できるようにしたのである（楊 2021、13）。（傍点は筆者）

楊氏は、原住民の狩猟実践の「必要性」を認定する権力機関が存在するため、原住民の狩猟実践及び彼らの狩猟権は、最終的に権力機関、立法者、そして現行の法体系の判断に委ねられる必要がある、と主張した。つまり、台湾原住民が独自の法体系と在来知を持つこと、環境保護と自分の権利が両立できるという原住民の自己主張、いずれにも楊氏は賛同しているということである。しかし、それでも、彼女にとって、法的調整は既存の法体系から逸脱すべきものではなかった。現行制度の中で原住民の具体的要望に応じて微調整することにより、二つの体系の矛盾点を解消することが求められる。「現行の法体系／原住民の法体系」の配置関係について、楊氏は、現行の法体系の安定性を最優先にするという最終的な決断を下したのである。

もちろん、原住民にとってはそれだけでは足りなかった。原住民たちの最終的な目標は、原住民狩猟実践に対する法的制限が現在の法体系から全面的に独立し、原住民の自らの慣習法かつ在来知を通じて、原住民の狩猟実践を規範にすることである。それに比べて、楊氏の提案は、原住民の狩猟権を再び既存の法体系の文脈に組み入れ、近代社会における狩猟の必要性と合法性を有

した解釈対象の範囲を拡大するだけで、結果として既存のシステムを強化するものに他ならず、原住民にとって納得できないものだった<sup>24</sup>。だが、原住民法体系の独自性を意識し、それが環境保護の理念に矛盾しないことを認め、そして法的調整の必要性を提示した楊氏は、既存の法体系と原住民法体系の間の「法の調和者」として、現行法体系の内発的調整を積極的に促していると思われる。

ここで、楊氏は現行条例、とりわけ不明確な部分に対する疑問を抱いた。しかし、法体系をつかさどる大法官としての使命は、「価値対象」として楊氏の判断に影響を与えただろう。原住民の在来的実践は、現行の『野保法』の不足点を補足するという意味で価値があり、かつ生態系保護の観点から、現行の法条例より、原住民の在来的実践の方が自然の変化に敏感に対応することができ、効率的であると言える。だが、彼女はそうのように期待しながら、それに関する法的調整が既存の法体系の枠内で行われると強調した。

以上のように、楊氏は「原住民伝統文化」に対して定義の問題点を指摘して現行制度へ疑問を投げかけ、それぞれの不条理と見なされる部分に対応しつつ法を調整し、最終的に「残念ながら、今はまだ達成できないこと」を法体系の内的調整への期待に任せるという一連の思考プロセスにおいて、原住民自身／学者の言説、原住民在来文化に対する同情心、大法官としての身分など、複数の価値対象を一度に受け止めた。それゆえ、彼女の「第 803 号解釈」に賛成しつつ、同時に原住民の在来知に応じて法的調整を行う必要性を指摘した。その両義的行為は、法的判決の過程において彼女の持つ「法の調和者」としての役割が果たした結果であると言える。

#### 第 4 節 二つの文化観、一つの法体系

現在、グローバルな原住民運動の高揚に伴い、原住民の日常生活や伝統慣習に関する研究活動が増加したことで、「遥かな他者」や「高貴な野蛮人」などの原住民に対するステレオタイプは主流文化によって構築された他者への想像、もしくは権力の排他性に根差すものであると学者らに批判されている。台湾原住民はかつて、日本植民者や漢人から原住民が「無主の野蛮人」（山路 2004）、「コメを食わない蕃人」（松岡 2012）、及び「山地同胞」などの差別用語で名指された過去があった。民主化運動を経て、1994 年以降「原住民」という行政的な呼称が定着した。その後、タイヤル族やセデック族などの原住民カテゴリーは更に細分化し、原住民アイデンティティの発展は多様化するようになった。しかし、主流社会による原住民文化に対する無関心や理解不足、現実離れた想像は依然として根強く、「粗獷而草莽」（粗野で野蛮）のイメージは色濃く残されている<sup>25</sup>。

本稿で取り上げた Talum Suqluman 狩猟事案に対する憲法解釈の過程が示すように、台湾社会における原住民在来的文化の在り方に関する論争は憲法裁判所の各大法官の間にも存在している。また法的文脈において、原住民文化の捉え方に関する論争は法的論争の形で現れている。前述した黄虹霞大法官は、自らの意見書に自分が定義した「保護すべき／ほんものの原住民伝統文化」を提示したのみならず、現行の原住民狩猟実践に対する事前申告制、自作猟銃などのすべて

の法的制限は合憲であり、私用や食用のための狩猟は原住民の文化権利に属するものではないと判断した。黄氏と楊氏の同僚・詹森林大法官も黄氏の意見に賛成した。一方、謝銘洋大法官、黃昭元大法官、蔡明誠大法官などは、「第 803 号解釈」は原住民の権利と原住民文化の発展を侵害するものであるため、最終議決に反対すると明言した。つまり、原住民文化に対する大法官たちの意見は、その捉え方において非常に多様で、複雑なものである。さらに、大法官たちが直面した問題は「原住民文化とは何か」という抽象な認識論的問題のみならず、法的文脈において「合法なもの／違法なもの」、「近代的法体系／原住民在来知」との配置関係、上記の関係性を法的テキストにより定着させることなどに及ぶ。

そして、大法官たちの論争と意見書からは二つの文化観が見て取れる。より明晰に説明するため、ここで筆者は、黃虹霞大法官のような、原住民文化に対するオリエンタリズム的な想像を「あるべき文化」（應有之文化）、原住民の自己主張を「そのものの文化」（所是之文化）と名付ける。「あるべき文化」は、主流文化や権力者などの外部者によって想像され構築される平板化した原住民伝統文化である。原住民文化は、前近代的な時代に残されるものであり、時代が変化してもその「伝統性」をそのまま維持することが原住民の使命であると見なすのが「あるべき文化」観である。このような「近代／伝統」、「文明／野蛮」などの二区分に基づいた法体系は、原住民を法的対象として扱う際に原住民の日常的実践に対して「伝統的であるべき」という制限を設ける。これによって原住民の生を客体化して管理し、結果として原住民の生の動態性が法体系により禁止されることとなる。

一方、裁判過程において原住民側が強く主張したのは、「そのものの文化」である。クリフォードが示唆したように、現在原住民たちが必要としているのはいわゆる過去の伝統への回帰ではなく（しかもこの伝統は原住民社会の外部、主権者に構築されたものである）、原住民文化と日常的実践による「（原住民）文化的全一性と歴史的連続性」に基づく持続／発展可能な原住民文化である（Clifford 2013）。この意味で、「あるべき文化」に内包される古くて静態的な目線は原住民に対する差別やスティグマに過ぎない。原住民の自己主張は時代とともに変化していくダイナミックなものであり、日常的実践であり、そして「そのものの文化」なのである。したがって、「そのものの文化」を求める原住民運動の最終的な目的は、原住民の在来的法体系や自治権を要求することになるだろう。要するに、原住民伝統文化の内容と発展可能性に対する大法官たちの論争は、異なる文化観——「あるべき文化」観と「そのものの文化」観——の差異に起因するものと思われる。それはまた、原住民文化に対する台湾社会全体の認識が大きく異なっていることによっても思われる。

しかしながら、本稿で取り上げた楊惠欽大法官は、現行の法体系の枠内に、この二つの文化観の差異を乗り越えうる契機を追求し、「法の調和者」の役割を果たしていた。それは、原住民社会だけではなく、様々な要素を含む全社会に対する高次元の法の安定性を求めるものである。そのため、

野生動物が一般類と保育類に分類されるという分類体系は、動物の集群の数に応じて常に

変化していく。だが、集群の数の増減は、様々な要因に影響されており、人間による狩猟はその一因ではあるが、気候変動や環境汚染などの要素がもたらした生態的連鎖も看過できない（楊 2021、14）。

と彼女は指摘した。楊氏によれば、森羅万象の変化は極めて複雑であり、複数の主体が相互に関連し合いながら、共に世界の行末に影響を与える。そのため、動物の集群の変化に対して原住民の影響を過大に評価することはできない。この意味で、楊氏の「ありとあらゆるものの関連」という観点は、台湾原住民の在来的な宇宙観に共鳴しているとも言えるだろう。その一方、動物であれ、原住民であれ、原住民社会の外にある主流社会であれ、すべては世界の一部であるため、原住民に関する法的判断を完全に現行の法体系から独立させることは、法の安定性を損なう可能性があり、彼女にとっては認めがたいことだったのかもしれない。大法官としての楊氏は具体的な条文に対して様々な疑問と意見を出した一方で、原住民の権利を保障する憲法および法体系そのものに対する信頼という点では一貫している。

協同意見書から見ると、楊氏は「あるべき文化」観に明らかに反対している。なぜならば、野生動物をカテゴリー化し、原住民の文化を「あるべき文化」の枠内に回収することは、権力による多様な生に対する管理手段に過ぎず、他者の枠を否定することで自己の枠を固め、社会の一部を法体系の対象から排除してしまうことになるからだ。このやり方は、原住民の権利を保護するという憲法の趣旨に相容れないものである。

しかし、「そのものの文化」観から提唱されるのは、原住民のみを主体とする法体系であり、社会全体を視野に入れた法体系ではない。それらの不条理を乗り越えるために、楊氏は現行の法体系を土台として、社会全体を対象とする普遍主義的な法体系を構築しようとする。つまり、既存の法体系の中から内発的調整や修正を行うことで、「あるべき文化」観から「そのものの文化」観へ移行しながら、後者を現行の法体系に包摂させるということである。彼女が描き出す理想的な法体系は、原住民、動物、自然環境、主流社会、およびそれらがもたらした法的連鎖を対象とし、「より柔軟で調整可能な規制モデルの制定」によって実現する高次元の法体系である。

冒頭で提示された普遍主義と相対主義の関係性について、桑山は、文化相対主義の本来の意義は、異文化の世界を鏡に自らを見つめ直すところであり、それは自文化を成長させるためのものだとして述べている（桑山 2018、14）。楊恵欽大法官の提案は、原住民の在来的法体系を真摯に受け止め、既存の法体系の枠内に内発的な修正を促進させるかどうか、これから続けて検討していく必要があることを示している。

## おわりに

本稿は、原住民猟師 Talum Suqluman 狩猟事案の始末、それに対する楊恵欽大法官の発言と意見書から、楊氏の判断に影響を与えた複数の価値対象を検証し、そして対立した二つの文化観を一つの法体系に調和させることが楊氏の希望であるという結論を導き出した。台湾、かつ世界に

における原住民運動の展開とともに、原住民の在来的体系と現在の法体系との関係性を積極的に調整し、再配置する必要性が高まっている。大法官の最終議決から言えば、この結果は原住民の文化発展にとって最善のものではなかったが、議決に至ったプロセスから、現行の法体系の中で調整や修正を行うという傾向が現れていることがわかる。ラトゥール (2017) が指摘したように、絶え間のない論争と修正によって構築された法体系は、すべての潜在的申立人にとっての安全弁として機能するものである。楊氏は、司法院の大法官であり、「憲法の番人」でもあるため、今後、この身分によって彼女には、憲法を貫きつつも、憲法に保障される原住民の狩猟権を守ることなどを期待できるかもしれない。

## 付記

本研究は、濼澤民族学振興基金 2021 年度大学院生等に対する研究活動助成、「近代知と在来知の相互構築に関する人類学的研究——台湾タロコ族の狩猟実践に着目して——」により行われた。また、投稿にあたっては、二人の匿名査読者から貴重なご意見をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

## 注

- 1 日本語環境では「原住民」、「原住民族」の表記が差別的な意味合いで使用された歴史的経緯から、「原住民」より「先住民」を使用するが多い。しかし、本稿で「原住民」を使用するのは、台湾原住民が使用している用語を尊重するためである。台湾の文脈において「原住民」という用語は、「野蛮人」や「蕃人」のような、権力者に付与されたものではなく、逆に数十年の中で度々起きた台湾原住民運動の中で勝ち取ったものである。こうした「原住民」の呼称は、原住民自身を主体にするものであり、その中には原住民がコロニアルな歴史や既存の権力者に抗する努力が埋め込まれているので、本稿は「原住民」を採用する。一方、台湾原住民を〇〇族とするのは、植民地人類学のコロニアルな知の生産に密接に関わり、付随的に差別的なニュアンスを帯びているだろう (中村 2018)。しかし、現在台湾において、「族」はすでに固定化した法的概念として台湾の法体系に取り込んでいるため、法体系を主題とした本稿では原語表現として用いる。法律や条例、引用文など直接引用とそれらに関する説明の場合を除く、本稿は「原住民」と統一して記述している。
- 2 「連任周年発出総統令、蔡英文 520 宣布特赦「孝子獵人」王光祿」を参照。  
(<https://www.storm.mg/amparticle/3691085> 2022 年 1 月 9 日閲覧)。
- 3 Talum Suqluman 狩猟事案は、Tama Talum 狩猟事案とも呼ばれる。英語では Tama Talum prosecution。
- 4 グラックマン=ポハナン論争は、1955 年からおよそ 20 年続き、人類学だけでなく、言語学、法学の分野にも波及した。グラックマンとポハナンの二人は相手の意見に譲歩し、それぞれの主張が変化することもあった。論争の経緯は、河合 (1979) と王 (2013) を参照。
- 5 本稿は台湾における若干の法律/条例、及びその具体的な内容を引用するが、字数の都合により、理解を妨げないよう留意しながら一部略記するなどして引用する。さらに、本稿で取り上げた法令と大法官の意見書には、大量の法律用語や一般には馴染みのない表現が使用されており、中国語の母語話者に対しても難解なものである。そのため、法令の内容と大法官の意思を明確に表現することを優先しており、条例や意見書の一部の内容は、必ずしも直訳したものではない。代わりに、条例と意見書の出典を明記するので、必要に応じて参照されたい。
- 6 この点について、最近のリーガル・ブルーリズム (legal pluralism、法多元主義) は、多文化主義が広く展開される近代社会における、異なる法体系間の衝突に焦点を当て、個々の法体系を越えて、より普遍的な法を制定することを目指し、既存の法体系を再整備するプロセスの研究である (角田ほか 2015; 石田 2018)。
- 7 『野保法』施行の直前に、台湾における密猟、密漁や密輸が幾度となく禁止されても、状況は変わらず、国際社会で物議を醸した。そのままでは、ワシントン条約に基づく貿易規制とペイリー修正条項に基づく経済制裁が科される恐れがあるため、『野保法』が急遽施行された (柯 1987)。
- 8 保育類から除外され、一般類の野生動物に分類されても、これらの動物を狩猟すると行政処分の対象になり、

罰金が科される点に留意するべきである。

- 9 さらに、2017年自作猟銃で猟師が命を落としたという事件が発生した。  
『「一個獵人之死」原住民女兒落淚：還我一個安全的狩獵環境』を参照。[https://www.upmedia.mg/news\\_info.php?SerialNo=29172](https://www.upmedia.mg/news_info.php?SerialNo=29172) 2022年1月9日閲覧。
- 10 『槍砲法』により、原住民が「自作猟銃」を持つのは合法であるが、条文の不明確さから「弾丸」や「猟銃の主要構成部品」の所有は依然として違法と見なされている。そのため、原住民猟師が起訴される事例も多かった。
- 11 ここで注意しなければならないのは、この運動の主催者は、主に地元エリートである点である。原住民族分類に対する態度には一般人とエリートの間で乖離がある。タロコ族の事例は、Chi and Chin (2012) を参照。サキザヤ族の事例は、Rudolph (2016) を参照。
- 12 しかし、『野保法』の第21-1条に、「所轄官庁の承認を受けなければならない」と明記されたのは2004年である。すなわち、2004年から『管理法』が施行される2012年までは、「所轄官庁の承認」に対する明確な基準が法的に説明されなかった。
- 13 例えば、2006年原住民による猟銃の使用で『野保法』に違反した犯罪件数は31件である一方、2014年は46件であり、2015年は31件であった。
- 14 原住民側から見ると、その土地は元々国家公園の区域ではなく、自分の生活実践と密接にかかわる狩猟場である。台湾における原住民抗議運動の中で、国家公園に関わるものは48%以上を占める。具体的には、陳(1999)を参照。
- 15 原住民の狩猟実践を規制する法律は、『野保法』と『槍砲法』に限らず、1972年公布された『国家公園法』と1982年の『文化資産保存法』も、原住民の狩猟地域と狩猟対象から原住民の狩猟権に制限を設けた(陳1999)。
- 16 3月9日の口頭弁論では、Talum Suqlumanのみならず、これらの条文をめぐる他の事件の当事者も憲法解釈を申請したため、司法院大法官会議はこれら6件の事件を合わせて、口頭弁論を行った。
- 17 口頭弁論の様子は、ライブ中継されて、以下のURLを経由して閲覧できる。  
(<https://m.youtube.com/watch?v=W3zz42EBgAl> 2022年1月9日閲覧)。
- 18 官(2017, 95)を参照。
- 19 例えば、猟銃の利用で逮捕された原住民人数が最も多かった2013年には、1507件の槍砲の不当な利用の事件には、原住民による案件数は62件であり、総数の4.11%を占める。62件のうち、『野保法』や『槍砲法』以外の原因で判決された犯罪件数はわずか3件である。
- 20 ここでは内政部は1999年公布された「釈字第490号解釈」を引用した。「釈字第490号解釈」について、以下のURLで閲覧できる。  
(<https://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=490%20> 2022年1月9日閲覧)。
- 21 例えば、台湾屏東県の原住民は2017年にパンゴリンを捕まえて『野保法』に違反した罪で地方法院から有罪判決を受けた。その後、彼は最高裁判所に上訴し、2020年に無罪判決を勝ち取った。この件は、各裁判所によって有罪認定が異なる場合があることを示している。(https://www.ettoday.net/amp/amp\_news.php?news\_id=1620255 2022年1月9日閲覧)。
- 22 狩猟実践を含めるセデック族の日常生活は、「gaya」(部落の組織規則)という在来的観念に基づいて組織されるものである。セデック族の各部落もgayaによって、それぞれの生活空間と秩序を決められる。一方、日本植民時代における部落の強制移住政策とキリスト教の影響などによって、現在のgayaは人間関係と人間の内在状態を指し、個人によって解釈される倫理的指向を内包するものでもある(Wang 2008)。
- 23 「司法視角的境界——大法官釈字第803号意見書解析——」を参照。  
(<https://e-info.org.tw/node/231287> 2022年1月9日閲覧)。
- 24 近代社会、とりわけヨーロッパにおいて、野生鳥獣が「公共物」・「国家財産」として見られ、一般民衆の狩猟実践が法的に禁止された。近代社会における狩猟活動に対する解釈についてはマンフレディーニ(2017)を参照。
- 25 「竟在520典礼中被形容成「粗獷而草莽」原住民的轉型正義在哪裡」を参照。  
(<https://www.thenewslens.com/amparticle/40178> 2022年1月9日閲覧)。

#### 参考文献

- Bohannon, Paul (1957) *Justice and Judgement among the Tiv*, London: Oxford University Press.  
Chi, C. C., and Chin, H. T. (2012), "Knowledge, Power, and Tribal Mapping: a critical analysis of the 'return of the Truku

- people,” *Geo Journal*, vol.77, pp. 733-740.
- 陳元陽 (1999) 『台湾の原住民と国家公園』九州大学出版会。
- Clifford, James (2013) *Returns: Becoming Indigenous in the Twenty-First Century*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Gluckman, M. (1955) *The Judicial Process among the Barotse of Northern Rhodesia*, Manchester: Manchester University Press.
- Hale, Charles R. (2002), “Does Multiculturalism Menace? Governance, Cultural Rights and the Politics of Identity in Guatemala,” *Journal of Latin American Studies*, vol.34, no.3, pp.485-524.
- 黄長興 (2000) 「東賽德克群的狩獵文化」『民族学研究所資料彙編』第15期、1-104頁。
- 石田慎一郎 (2018) 「法と人間、桑山敬己・綾部真雄『詳論 文化人類学——基本と最新のトピックを深く学ぶ——』ミネルヴァ書房、106-119頁。
- 角田猛之ほか (2015) 『法文化論の展開——法主体のダイナミクス——』信山社。
- 官大偉 (2017) 「是「荒野」還是「彼岸」？——從生態觀的差異談原住民狩獵的爭議——」『思想』第33号、89-101頁。
- 河合利光 (1979) 「法の民族誌——法人類学上の一論争をめぐる——」『法社会学』第31号、46-61頁。
- 柯澤東 (1987) 「野生動物之保育与立法」『台大法学論叢』第17卷第1期、129-157頁。
- 近藤正己 (1996) 『総力戦と台湾——日本植民地崩壊の研究——』刀水書房。
- 桑山敬己 (2018) 「文化相对主義の源流と現代」、桑山敬己・綾部真雄『詳論 文化人類学——基本と最新のトピックを深く学ぶ——』ミネルヴァ書房、3-16頁。
- 林益仁 (2003) 「原住民狩獵文化与動物解放運動可能結盟嗎？——個土地倫理的觀點——」『中外文学』第32卷第2期、73-102頁。
- 松岡格 (2012) 『台湾原住民の地方化——マイノリティの20世紀——』研文出版。
- マンフレディーニ, アリーゴ・D. [梶山伸久] (2017) 『世界の狩獵と自由狩獵の終わり』大学教育出版。
- 中村平 (2018) 『植民暴力の記憶と日本人——台湾高地先住民と脱植民の運動——』大阪大学出版会。
- 裴家騏 (2017) 「原住民獵場管理与野生動物保育的夥伴關係」『思想』第33号、145-158頁。
- 裴家騏 (2010) 「魯凱族的狩獵知識与文化——傳統生態知識的価値——」『台湾原住民研究論叢』第8期、78-81頁。
- 浦忠勇 (2013) 「夾縫中的鄒族獵人」『第四届台湾原住民族傳統規範与国家法律學術研討会』国立東華大学原住民族發展中心。
- ラトゥール, ブルーノ [堀口真司] (2017) 『法が作られているとき——近代行政裁判の人類学的考察——』水声社。
- Rudolph, M. (2016), “The Quest for Ethnic Reclassification in Multiculturalist Taiwan: The Case of the Sakizaya,” *Archiv Orientalni*, vol. 84, no. 2, pp. 413-443.
- Simon, Scott (2021), “The limits of indigenous hunting rights in Taiwan,” *East Asia Forum*, 2021/6/30. (<https://www.eastasiaforum.org/2021/06/30/the-limits-of-indigenous-hunting-rights-in-taiwan/> 2021年12月18日閲覧)。
- 蔡志偉 (2011) 「從客体到主体——台湾原住民族法制与權利的發展——」『台大法学論叢』第40卷、1499-1550頁。
- 王皇玉 (2018) 「建構以原住民為主体的狩獵規範——兼評王光祿之非常上訴案——」『台大法学論叢』第47卷第2期、839-887頁。
- Wang, Mei-hsia (2008), “The Reinvention of Ethnicity and Culture: A Comparative Study on the Atayal and the Truku in Taiwan,” *Journal of Archaeology and Anthropology*, no.68, pp.1-44.
- 王進発・童信智 (2012) 「由原住民狩獵文化看国家与部落間之規範衝突及未來因應」『台湾原住民族研究季刊』第5卷第1期、39-72頁。
- 王偉臣 (2013) 『法律人類学的困境——格盧克曼与博安南之爭——』北京：商務印書館。
- 王毓正 (2017) 「原住民族傳統文化尊重与野生動物保育交錯下之正念場」『思想』第33号、129-143頁。
- 山路勝彦 (2004) 『台湾の植民地統治——無主の野蠻人という言説の展開——』日本図書センター現代資料出版事業部。

「積字第803号解釈」の相關意見書：

1. 黄虹霞 (2021) 「黄大法官虹霞提出、蔡大法官焜燉、黄大法官瑞明、詹大法官森林加入之部分協同意見書」
2. 楊惠欽 (2021) 「楊大法官惠欽提出之協同意見書」
3. 『声請人王光祿、潘志強稟憲声請陳報 (五) 狀』(2021) から「卑南族補充意見書」(プユマ族補充意見書)

(2021年10月16日投稿受理、2022年5月3日採用決定)